

もりおかプレミアム商品券2023スマートSANS A 発行事業約款

第1章 総則

(目的)

第1条 盛岡 Value City 株式会社の発行するもりおかプレミアム商品券2023スマートSANS A（以下「商品券」という。）は、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等により、家計負担が大きくなっている生活者の支援や、落ち込んだ経済活動を消費喚起により参加事業所（以下「登録事業所」という。）を支援し、地域経済の維持を図るとともに、「新しい生活様式」を踏まえた感染拡大防止と地域循環型の経済を実現することを目的とする。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行者)

第2条 商品券の発行者は盛岡 Value City 株式会社とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和5年7月1日から令和6年1月31日までとする。

(発行総額等)

第4条 商品券の発行総額は、6億6千6百万円とする。

2 発行総額のうち、販売総額を5億円とし、販売総額に対する20%のプレミアム分となる上乗せ総額を1億円とする。

3 発行総額のうち、別に定めるリフォーム支援事業実施要項に基づき交付する商品券の発行総額は3千6百万円とする。

4 発行総額のうち、別に定める省エネ家電買替えキャンペーン事業実施要項に基づき交付する商品券の発行総額は3千万円とする。

(商品券の販売内容等)

第5条 商品券の種類は、アプリ型とカード型の2種類とする。

2 アプリ型の商品券は1, 200円分を1セットとし、1, 000円で販売する。

3 カード型の商品券は6, 000円分を1セットとし、5, 000円で販売する。

4 商品券は商品券の登録事業所であれば、いずれの登録事業所であっても利用可能な共通券とする。ただし、登録事業所から事前の申し出があり、盛岡 Value City 株式会社が承認した場合に限り、アプリ型とカード型のいずれか一方のみの取り扱いを可とする。

(券面記載事項)

第6条 商品券は次の事項を付記する。付記事項はアプリ型の商品券においてはアプリ内に、カード型の商品券においては、券面または利用説明書にそれぞれ記載する。

- (1) 発行者（盛岡 Value City 株式会社）
- (2) 金額、利用期間
- (3) 利用に当たっての制限
- (4) 紛失、盗難等の免責
- (5) 約款の存在

第2章 商品券の販売

(購入対象者)

第7条 商品券の購入者は制限を設けないものとする。

- 2 商品券を購入するには、盛岡 Value City 株式会社が発行する購入通知（アプリ型はURL、カード型は購入引換証）の所持を要するものとする。

(購入の事前申込及び購入通知)

第8条 商品券の購入を希望する者は、盛岡 Value City 株式会社に対して、インターネットまたはハガキで、事前に申込を行うものとする。

- 2 盛岡 Value City 株式会社は、前項に規定する申込を受理したときは、厳正なる抽選を行った上で、当選者に対して購入通知を発行する。
- 3 第1項に規定する申込の受理を行う期間は、次の各号に示すとおりとする。
 - (1) 第1次募集 令和5年6月1日から6月20日まで
 - (2) 第2次募集 令和5年7月3日から7月20日まで
 - (3) 第3次募集 別に定める
- 4 前項各号の期間中に受理した申込に記載のある商品券の購入希望額の合計金額が、本事業における販売総額を超えた場合には、当該期間の末日をもって申込の受理を終了する。

(販売限度額)

第9条 商品券は、購入者一人に対し、アプリ型は1セット（1,000円）より販売し、30セット（30,000円）まで販売できるものとする。カード型は1セット5,000円より販売し、6セット（30,000円）まで販売できるものとする。

- 2 ただし、商品券の販売状況に応じ、最大で50,000円まで販売限度額を引き上げることができるものとする。

(販売期間及び交付期間)

第10条 販売期間及び交付期間は、令和5年7月1日（土）から令和5年11月30日（木）までとし、売り切れ時点で終了する。

(販売所)

第11条 アプリ型の商品券は、盛岡 Value City 株式会社が管理する商品券購入専用WEBページ上で販売を行うものとし、販売代金の収受は、クレジットカード決済またはコンビニ収納代行のいずれかの方法によって行うものとする。

- 2 カード型の商品券は、購入者からの現金の受取をもって、あらかじめ購入者に送付した0円の状態のカード型の商品券に対し、購入通知に記載のある金額以内の額の商品券を発行することにより、販売を行うものとし、盛岡 Value City 株式会社が、盛岡商工会議所、同都南支所、同玉山支所において自ら商品券を販売するとともに、別に販売所を指定することができるものとし、別に指定した販売所との販売代金の収受は、明確に区分された経理によって管理された帳簿や台帳等に基づき、相殺等の清算方式とせず、現金受取又は指定口座への振込によって行うものとする。
- 3 販売所の開設日時及び商品券の管理等の事務手続きについては別に定める。

(販売所の責務)

第12条 販売所は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) カード型の商品券は現金販売のみ取り扱うこと。
- (2) 商品券を無償提供しないこと。

- (3) 商品券の販売枚数等を記載した記録を残すこと。
- (4) 盛岡 Value City 株式会社及び盛岡市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をすること。
- (5) 本約款の規定を遵守するとともに、盛岡 Value City 株式会社の指示に従うこと。
- (6) 上記の各号のほか、本商品券の販売に必要な運営管理を行うこと。

(誤発行の責務)

第13条 販売所の過失による商品券の誤発行による損害は、販売所が責任を負うものとする。

(販売周知)

第14条 盛岡 Value City 株式会社が行う販売の周知方法は、次の方法とする。

- (1) MORIO Pay ホームページ
- (2) 盛岡商工会議所広報紙
- (3) 新聞広告
- (4) ポスター・ステッカー
- (5) その他

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第15条 商品券の利用期間は、令和5年7月1日（土）から令和5年11月30日（木）までの間とし、利用期間を経過しても使用されなかった商品券は無効とする。

(利用限度額)

第16条 1回の買い物に対する商品券の利用限度額は設定しない。

(利用場所)

第17条 商品券を利用できる場所は原則として盛岡 Value City 株式会社が運営する MORIO Pay サービスの加盟店のうち、商品券登録事業所として登録されている場所とする。

2 前項のうち、アプリ型の商品券を利用できる場所はアプリ型の商品券の登録事業所とし、カード型の商品券を利用できる場所はカード型の商品券の登録事業所とする。

(対象商品)

第18条 商品券は、登録事業所が取り扱う商品及びサービス等について利用できる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (2) 出資や債務の支払い（税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い

- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

第4章 登録事業所

(登録事業所の募集)

第19条 登録事業所の募集の周知方法は、MORIO Pay ホームページへの掲載、盛岡商工会議所広報紙への掲載等によるものとする。

(登録事業所の登録資格)

- 第20条 アプリ型の商品券を取り扱う登録事業所は、盛岡 Value City 株式会社が運用する MORIO Pay サービス加盟店の事業所とする。
- 2 カード型の商品券を取り扱う登録事業所は、前項に該当する事業所のうち、当該商品券の取り扱いを事前に申請した事業所とする。

(事業所の登録手続き)

- 第21条 事業所の登録手続きの方法は、原則として、盛岡 Value City 株式会社が管理する専用WEBページの登録申請フォームに必要事項を記載し、申請を行う電子申請とする。
- 2 盛岡 Value City 株式会社は、第1項の電子申請のほか、登録申請書(様式1)、口座振込登録依頼書(様式2)の提出による書類申請を例外として認めるものとする。
- 3 事業所の登録手続きを希望する者は、第1項又は第2項の方法により、盛岡 Value City 株式会社に対し、登録申請を行い、盛岡 Value City 株式会社が第20条に規定する登録資格を満たす者であると承認した場合のみ、登録事業所として商品券を取り扱うことができる。
- 4 事業所の登録申請にかかる登録料は無料とする。
- 5 盛岡 Value City 株式会社は、第1項及び第2項の申請があったときは、当該申請者が登録資格を有する場合、当該申請者に登録事業所である証明としてポスター等の広報物を別途配付する。

(手数料)

- 第22条 商品券で決済された金額に対して、登録事業所が負担する決済手数料は無料とする。
- 2 カード型の商品券の登録事業者は、同商品券での決済の際に、必要となるスマートフォンまたタブレット等の端末を事前に用意する。
- ただし、当該端末を事前に用意することが困難である場合には、盛岡 Value City 株式会社が1店舗あたり1台を上限として先着で1,000店舗まで当該端末を無料で貸し出すこととし、1店舗あたり1台を超える場合には、原則として当該端末を1台あたり月額2,000円(税抜)で貸し出すものとする。

(精算方法)

- 第23条 盛岡 Value City 株式会社は、登録事業所にて商品券を用いて決済された金額について、精算業務を委託する(株)日専連パートナーズを通じ、毎月1日～15日までの決済額を当月末日(該当日が金融機関の休日にあたる場合には、前営業日)に、毎月16日～末日までの決済額を翌月16日(該当日が金融機関の休日にあたる場合には、翌営業日)に、申込時に登録した銀行口座に入金するものとする。ただし、上記によらない日を設定する場合は、事前に登録事業所に通告することとする。
- 2 取扱金融機関における振込手数料は、(株)日専連パートナーズが金融機関に支払うものとする。
- 3 登録事業所の過誤により発生した組戻手数料・再送金手数料は、登録事業所の負担とし、換金精

算金から相殺することとする。

(登録事業所の責務)

第24条 登録事業所は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券を利用できる商品及びサービス等の区分については、登録事業所が任意に指定することができる。ただし、その場合は商品券利用の可否について利用者へ明確に掲示すること。
- (3) 盛岡 Value City 株式会社 が配付する登録事業所用の広報物を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、利用を拒否するとともに速やかにその事案を盛岡 Value City 株式会社に申し出ること。
- (5) 登録事業所間における商品券の交換、譲渡、売買、再利用を行わないこと。
- (6) 登録事業所自らが購入した商品券を自らが経営する登録事業所で使用し、利益を得ようとする行為を行わないこと。
- (7) 盛岡 Value City 株式会社及び盛岡市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をすること。
- (8) 本約款の規定を遵守するとともに、盛岡 Value City 株式会社の指示に従うこと。

(登録事業所資格の喪失等)

第25条 第20条及び24条の各号に違約する行為が認められた場合、盛岡 Value City 株式会社は、商品券利用の精算の拒否、事業所登録の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第26条 登録事業所が、利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、当該損害は登録事業所の負担とする。

(届け出事項の変更)

第27条 登録事業所は、第21条第1項の電子申請並びに同条第2項の書類申請において提出した登録申請書(様式1)、口座振込登録依頼書(様式2)の記載事項に変更があるときは、速やかに盛岡 Value City 株式会社に届け出るものとする。

2 前項の届出は、盛岡 Value City 株式会社 が別途指定する様式により行うものとする。

第5章 雑則

(返還請求等)

第28条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合、盛岡 Value City 株式会社は購入した者に当該商品券のプレミアム相当額の返還を請求し、盛岡 Value City 株式会社で審議し決定した処理を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 登録事業所自らの事業上取引(商品仕入等)に利用すること。
- (4) 登録事業所自らが商品券を購入し、自らが経営する登録事業所において商品券を使用することにより、商品券を換金する行為
- (5) アプリの不正な改造、ハッキング等により商品券に係るデータを改ざんする行為
- (6) その他本商品券の趣旨に反する行為

(盛岡 Value City 株式会社の責務)

第 29 条 盛岡 Value City 株式会社は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、登録事業所への決済金額の入金のために使用する。
- (2) 毎月 2 回の〆日に使用された商品券の実績を取りまとめ、第 23 条で定める方法により各登録事業所に対して精算を行うこと。
- (3) 商品券の発行、利用管理及び在庫数量等を記載した記録を残すこと。
- (4) カード型の商品券の未発行分は厳重に保管し、必要の都度所定の手続きを経て取り出すこと。
- (5) 商品券の盗難、紛失及び滅失並びに第 28 条第 5 項に該当する疑いがある事象が発生したときは、速やかに盛岡 Value City 株式会社代表取締役等に盗難、紛失した商品券数量等を報告するとともに登録事業所にその旨を通知すること。
- (6) 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責任)

第 30 条 盛岡 Value City 株式会社の過失による商品券の盗難、紛失、滅失、誤発行による損害は、盛岡 Value City 株式会社が責任を負うものとする。

(会計)

第 31 条 本事業に関する盛岡 Value City 株式会社の会計は特別会計とする。

(その他)

第 32 条 本事業についての問い合わせ先は次のとおりとする。

(1) 発行者

- ア. 名称 盛岡 Value City 株式会社
- イ. 所在地 盛岡市清水町 14 番 12 号
- ウ. 電話番号 019-621-2851

(2) 精算業務受託者

- ア. 名称 株式会社日専連パートナーズ
- イ. 所在地 盛岡市中ノ橋通 1 丁目 14-21
- ウ. 電話番号 019-653-2000

(3) コールセンター

- ア. 名称 MORIO Pay コールセンター スマート SANSA 相談窓口
- イ. 所在地 盛岡市中ノ橋通 1 丁目 14-21
- ウ. 電話番号 0120-20-0042

2 本約款に定めるもののほか、本事業実施に伴い必要な事項は、盛岡 Value City 株式会社が別に定める。

附則

1 本約款は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。